

経営事項審査申請の手引（平成30年4月改正対応）

平成30年4月
島根県土木部土木総務課
（建設産業対策室）

平成30年4月1日以降に経審を受審される方は、平成30年4月1日改正事項及び平成28年11月1日改正事項、平成28年6月1日改正事項に留意してください。

平成30年4月1日改正部分

1. 改正の内容

（1）社会保険未加入企業や法律違反等への減点が厳格化されます。

現行のW点は、合計値マイナスの場合は0点として扱われるが、W点のマイナス値を認めることで、社会保険未加入企業や法律違反等への減点を厳格化します。

（2）防災協定を締結している場合、加点幅が拡大されます。

防災協定を締結している場合（W3）、現行15点を20点の加点へと拡大し、地域貢献の評価を拡充します。

（3）建設機械の保有状況による加点方法の見直しと加点対象の拡充が行われます。

建設機械を保有する場合（W7）、現行1台につき加点1点（最大15点）であるところ、1台目を5点加点とし、加点テーブルを見直します（最大加点は変わりません）。

また、加点の対象とする大型ダンプについて、土砂等の運搬の用に供するための営業用自動車（マル営）を加え、地域防災活動への貢献を評価します。

2. 施行年月日

上記の取り扱いは平成30年4月1日以降面接分から適用します。

今回の改正では、様式の変更はありません。

平成28年11月1日改正部分

1. 改正の内容

様式第25号の11「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」に法人番号欄が追加されます。

○法人番号を確認できる法人番号指定通知書の写し

○「国税庁法人番号公表サイト」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの

※一度上記法人番号を記載した書類を提示した方は、それ以降確認書類は不要です

※個人事業主は法人番号がないため、申請書への法人番号の記載及び確認書類の提出は不要です。

※法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁指定された13桁の番号です。この番号は対象の法人へ通知した後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに公表されています。

1. 改正の内容

(1) 申請業種として解体工事業が追加されます。

これまで「とび・土工工事業」として行われた建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されたことに伴い、経営事項審査における申請業種についても、「解体工事業」が設けられることになりました（「解体工事業」の経営事項審査を受けるためには、「解体工事業」の建設業許可を取得している必要があります。）。

(注1) 工事種類別完成工事高（別紙一）について、「解体工事業」の完成工事高については、「とび・土工工事業」の完成工事高からは外し、「解体工事業」の経審を受審する場合は「解体工事業」へ、受審しない場合は「その他工事」へ振り分けること。

(2) 平成28年6月1日以降申請分より、経過措置が設けられます。

i) とび・土工工事業又は解体工事業を申請した場合、「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」（「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」）の総合評定値も算出し、通知を行います（平成31年5月31日まで）。

(注1) 工事種類別完成工事高（別紙一）について、「とび・土工工事業」又は「解体工事業」を申請する場合は、必ずコード「300」を使用して「とび・土工工事業」と「解体工事業」の合計金額を記載すること（記載例参照）。

(注2) 毎事業年度（決算期）を経過した場合に提出する工事経歴書について、とび・土工工事業の完成工事高に解体工事が含まれる場合、解体工事業の許可の有無に関わらず「とび・土工工事業」と「解体工事業」に分けて作成しなおし、申請書に添付すること（2年平均の場合は前期分、3年平均の場合は前期分と前々期分についても同様）。作成しなおした工事経歴書に記載されている工事について、今期分のみ契約書も併せて持参すること。

ii) 通常1人あたりの技術職員の業種登録上限数は2つまでのところ、とび・土工工事業及び解体工事業の両方の業種を申請する場合に限り、この2つの業種の資格を有する技術職員については、1人あたりの業種登録上限数が3つとなります（平成31年5月31日まで）。

(注1) 上記経過措置を適用するには、業種コード「99」を利用すること（コード「99」を利用すると、「とび・土工工事業」、「解体工事業」の両方に技術職員として加点され、更にもう1業種登録できる。）

iii) 平成28年6月1日時点で現に「とび・土工工事業」の資格を有する技術者については、改正建設業法施行規則附則第4条により、解体工事業の技術者として見なされます（平成33年3月31日まで）。

(注1) 上記経過措置を適用するには、附則第4条該当コード（11C等）を利用すること（資格コード一覧表参照）。

(注2) HPに掲載している「建設業法の改正について（国土交通省作成資料）」P8で※がついている資格者を解体工事業の技術者として附則第4条該当コード以外で登録する場合は、資格証の他に解体工事に関する1年以上の実務経験証明書又は登録解体工事講習のいずれかが必要です。

2. 施行年月日

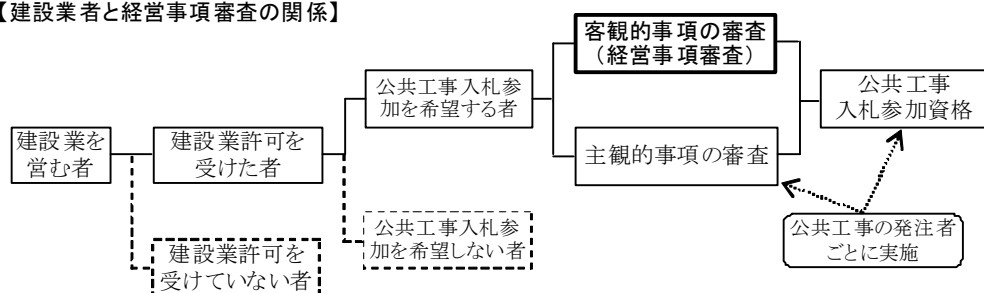
上記の取り扱いは平成28年6月1日以降面接分から適用します。

1. 経営事項審査とは

経営事項審査とは、公共工事（国、都道府県、市町村及び公共法人等が発注する建設工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が、必ず受けなければならない審査です。

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。（建設業法第27条の23第1項）

【建設業者と経営事項審査の関係】



この審査には、建設業者の経営状況を評価する経営状況分析（Y点）と経営規模、技術的能力、その他の客観的事項を評価する経営規模等評価（XZ W点）があります。

総合評定値（P点）とは、経営状況分析（Y点）の結果と経営規模等評価（XZ W点）の結果により算出した各項目を総合的に評価するものです。

なお、建設業許可を受けていない業種は、経営事項審査を受けることはできません。

【審査項目の内訳】

項目区分			審査項目	評点幅（点）	ウエイト	
経営状況分析	経営状況	Y	純支払利息比率	1, 595 ～ 0	0.20	
			負債回転期間			
			総資本売上総利益率			
			売上高経常利益率			
			自己資本対固定資産比率			
			自己資本比率			
			営業キャッシュフロー			
			利益剰余金			
経営規模等評価	経営規模	X1	完成工事高（業種別）	2, 309 ～ 397	0.25	
		X2	自己資本額	2, 280 ～ 454	0.15	
	利益額（利払前税引前償却前利益）					
	技術力	Z	技術職員数（業種別）	2, 441 ～ 456	0.25	
			元請完成工事高（業種別）			
	その他の審査項目（社会性等）	W	労働福祉の状況	1, 966 ～ -1, 995	0.15	
			建設業の営業継続の状況			
			防災活動への貢献の状況			
			法令遵守の状況			
			建設業の経理の状況			
			研究開発の状況			
			建設機械の保有状況			
I S Oの取得状況						
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況						
総合評定値			P	0.25X ₁ +0.15X ₂ +0.20Y+0.25Z+0.15W	2, 143 ～ -18	-

〔経営事項審査結果の有効期間〕

経営事項審査は、建設業者の事業年度終了日（決算日）を「審査基準日」として審査します。

経営事項審査の結果は、建設業者の審査基準日から1年7月後の日まで有効です。

法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。（建設業法施行規則第18条の2）

※「経営事項審査を受けていなければならない」とは、結果の通知を受けて発注者にこれを提示できる状況になければならないことを意味します。

したがって、建設業者が公共工事を発注者から直接請け負うことができる期間（請負契約を締結できる期間）は、経営事項審査の結果通知書が発行された日をもって始まり、審査基準日から1年7月後の日をもって終わりとなります。

このため、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年の決算後、速やかに手続きを行い、経営事項審査の結果通知を受けておく必要があります。

2. 経営事項審査の手続き

経営事項審査を受けようとする建設業者は次の手順に従って下さい。

- 1. 経営事項審査申請の申込をする。
- 2. 経営状況分析を申請する。
- 3. 面接審査を受ける。

経営事項審査を受ける手順を具体的に示すと次のようになります。

（12月31日が決算日の建設業者の場合）

12月末日	事業年度終了の日（決算日）…（＝審査基準日）
↓	
4月1日	
↓	①経営事項審査申請の申込をする…（⇒各県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局）
↓	②経営状況分析を申請する…（⇒登録経営状況分析機関）
4月10日	
↓	③面接審査の日時等通知書（はがき）が郵送される
↓	④経営状況分析結果通知書が郵送される
4月下旬	
↓	⑤面接審査を受ける…（⇒市町村振興センター、出雲合同庁舎、浜田合同庁舎 等）
↓	
5月下旬	⑥結果通知書が郵送される
↓	
6月下旬	

(1) 経営事項審査の申込

①申込の時期等

経営事項審査を受けようとする建設業者は、毎年事業年度が終了した日（決算日）から4ヵ月目の月の1日から10日（休日を除く。10日が閉庁日の場合は、次の最初の開庁日。）までに、本店所在地を管轄する県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局へ申込をしてください。

なお、経営事項審査の申込は申請者が自発的にしなければなりませんので、行政庁の案内を待つことなく、下記〔申込時期の決算月別割当表〕に従い毎年定期的に申し込んでください。

また、特殊な事例（法人成、合併、決算期変更等）で審査を受ける場合は、事前に巻末の問い合わせ先までご連絡ください。

〔申込時期の決算月別割当表〕

申込者の決算月	申込受付期間	申請者の決算日	申込受付時期
1月	同年 5月 1日～10日	7月	同年 11月 1日～10日
2月	〃 6月 〃	8月	〃 12月 〃
3月	〃 7月 〃	9月	翌年 1月 〃
4月	〃 8月 〃	10月	〃 2月 〃
5月	〃 9月 〃	11月	〃 3月 〃
6月	〃 10月 〃	12月	〃 4月 〃

※この表は一般的な割当表であり、申請者の都合で割当と異なる月に申込みすることもできますが、受付は毎月1日～10日（休日を除く。10日が閉庁日の場合は、次の最初の開庁日。）です。

②申込時に県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局へ提出する書類

<input type="checkbox"/> 1. 経営事項審査申込書	様式「経営事項審査申込書」
<input type="checkbox"/> 2. 面接日時等通知書	様式「面接日時等通知書」…はがきに貼り付けて提出

(2) 経営状況分析の申請

経営事項審査申請の申込と同時に（遅くとも面接審査日の1ヵ月前まで）に、登録経営状況分析機関に対して、経営状況分析申請書及び関係書類を提出してください（経営状況分析の申請の時期及び方法、手数料等については各分析機関にお問い合わせください）。

なお、分析終了後に「経営状況分析結果通知書」が郵送されるので、経営状況分析申請書の写しとともに、面接審査日まで保管しておいてください。

〔参考〕登録経営状況分析機関（国土交通省ホームページ参照）

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000091.html

(3) 面接審査の日時指定

経営事項審査申請の申込をした申請者に対しては、受付をした月の下旬に、面接審査日の日時と会場を指定した「面接日時等通知書」（はがき）が郵送されます。

申請者はこの「面接日時等通知書」で指定された日時、会場で審査を受けて下さい。（ただし、どうしてもご都合の悪い場合には、事前に巻末の問い合わせ先までご連絡ください。）

3. 面接審査について

(1) 手数料

面接審査時に必要な手数料は、申請等の種類に応じて、下表のとおりとなっています。

知事許可業者は島根県収入証紙を、大臣許可業者は収入印紙を、任意の用紙に貼り付けて面接審査時に提出してください。

※国、県等の入札参加資格審査を受ける場合には、「経営規模等評価の申請」及び「総合評定値の請求」の両方を行ってください。

※経営状況分析の申請に係る手数料については、登録経営状況分析機関ごとに異なりますので、申請する分析機関にお問い合わせください。

〔手数料一覧表（平成16年3月改正）〕（単位：円）

申請の種類 審査業種数	経営規模等評価 + 総合評定値	経営規模等 評価申請	総合評定値 請求	申請の種類 審査業種数	経営規模等評価 + 総合評定値	経営規模等 評価申請	総合評定値 請求
1業種	11,000	10,400	600	16業種	48,500	44,900	3,600
2業種	13,500	12,700	800	17業種	51,000	47,200	3,800
3業種	16,000	15,000	1,000	18業種	53,500	49,500	4,000
4業種	18,500	17,300	1,200	19業種	56,000	51,800	4,200
5業種	21,000	19,600	1,400	20業種	58,500	54,100	4,400
6業種	23,500	21,900	1,600	21業種	61,000	56,400	4,600
7業種	26,000	24,200	1,800	22業種	63,500	58,700	4,800
8業種	28,500	26,500	2,000	23業種	66,000	61,000	5,000
9業種	31,000	28,800	2,200	24業種	68,500	63,300	5,200
10業種	33,500	31,100	2,400	25業種	71,000	65,600	5,400
11業種	36,000	33,400	2,600	26業種	73,500	67,900	5,600
12業種	38,500	35,700	2,800	27業種	76,000	70,200	5,800
13業種	41,000	38,000	3,000	28業種	78,500	72,500	6,000
14業種	43,500	40,300	3,200	29業種	81,000	74,800	6,200
15業種	46,000	42,600	3,400				

(2) 面接審査時に持参する書類等

面接審査に際しては、申請内容について確認することがありますので、内容を十分に把握している方がお越しくください。

また、申請書の内容に訂正が生じた場合の訂正用押印に使用しますので、印鑑を持参してください。

〔提出する書類〕

<input type="checkbox"/> 1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（建設業法施行規則 別記様式第25号の11）	○知事許可業者 正1部 副2部
<input type="checkbox"/> 2. 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（同 別紙1）	
<input type="checkbox"/> 3. 技術職員名簿（同 別紙2）	
<input type="checkbox"/> 4. その他の審査項目（社会性等）（同 別紙3）	○大臣許可業者 正1部 副2部
<input type="checkbox"/> 5. 手数料証紙（印紙） ※知事許可業者は島根県収入証紙、大臣許可業者は収入印紙を任意の用紙に貼付	○知事・大臣とも 正1部
<input type="checkbox"/> 6. 経営状況分析結果通知書	

〔提示（持参）する書類〕

※【提出】と表示があるものは提出してください。

※以下は島根県知事許可業者の場合です。大臣許可業者の場合、国土交通大臣が公示した「確認書類」（中国地方整備局のホームページを参照）を準備してください。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/keishin/index.html>

□ 1. 建設業許可通知書	原本－有効なもの
□ 2. 建設業許可申請書	副本－ 〃
□ 3. 前回の経営事項審査申請書	副本－受付印が押してあるもの
□ 4. 直前決算の変更届出書	副本－受付印が押してあるもの
□ 5. 契約書又は注文書	工事経歴書に記載された工事に係るもの【今期分のみ】 （8で持参する「とび・土工」と「解体工事」を切り分けて作成しなおした工事経歴書に記載のある工事も同様）
□ 6. 工事種類別完成工事高付表	様式「工事種類別完成工事高付表」【提出】 ※完成工事高及び元請完成工事高の業種間積上げを行う場合のみ…欄外参照
□ 7. 直前決算の確定申告書類・決算報告書	税務署に申告した副本一式（法人税・消費税を含む）
□ 8. 工事経歴書2期分若しくは3期分 （「とび・土工」と「解体工事」を切り分けたもの）	「とび・土工」、「解体工事」のいずれかを申請する場合で、これまで「とび・土工」の中に解体工事の完成工事高を含んでいる場合のみ（この手引きのP1参照）。
□ 9. 消費税納税証明書（様式その1）	納税額の記載があるもの
□ 10. 技術職員の資格合格証明書等	技術職員名簿に記載した資格の合格証明書等の写し
□ 11. 監理技術者資格者証等 （1級に相当する技術者に限る）	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
□ 12. 雇用保険	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
□ 13. 健康保険及び厚生年金保険 ①及び②	①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は資格取得確認通知書 ②（技術職員名簿に記載した職員のみ） 健康保険被保険者証（写）
技術職員名簿に記載した職員のうち、後期高齢者医療制度対象者（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者）でかつ雇用保険適用除外者 ③又は④のいずれか 及び ⑤	③住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用） ＋住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）（写） ④給与支払報告書（写）又は給与所得の源泉徴収票（写） ＋市町村が発行する所得証明書 ⑤賃金台帳又は出勤簿（審査基準日を含む以前7ヵ月分の状況が確認できるもの）
□ 14. 技術職員名簿に記載した職員のうち、高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者（65歳以下の者に限る） ① 及び②	① 様式「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」【提出】 ②（常時10人以上の労働者を使用する業者のみ） 継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則
□ 15. 建設業退職金共済制度	建設業退職金共済事業本部又は都道府県支部が証明した加入・履行証明書
□ 16. 退職一時金制度又は企業年金制度 ①～⑤のいずれか	①自社退職金制度を導入している場合は、労働協約書又は就業規則

	<p>②中小企業退職金共済事業本部と契約している場合は、加入証明書又は退職金共済手帳等</p> <p>③特定退職金共済団体と契約締結している場合は、加入証明書又は共済契約書等</p> <p>④厚生年金基金制度については、厚生年金基金加入員標準給与決定通知書又は加入証明書</p> <p>⑤適格退職年金、確定拠出年金、確定給付企業年金制度は加入証明又は契約書の写し等</p>
<p>□17. 法定外労働災害補償制度</p> <p>①～⑤のいずれか</p>	<p>①(財)建設業福祉共済団</p> <p>②(社)全国建設業労災互助会</p> <p>③全国中小企業共済協同組合連合会</p> <p>④(社)全国労働保険事務組合連合会</p> <p>⑤保険会社との契約の場合は、下記要件が確認できる証券等</p> <p>※次の要件をすべて満たすものしか認められません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務災害と通勤災害の両方を補償する ・直接使用の職員及び下請負人すべてを対象とする ・死亡及び労災保険の後遺障がい等級第1級から第7級までを補償する
<p>□18. 民事再生法・会社更生法の適用の有無</p> <p>(平成23年4月1日以降の申立に係る 手続開始又は終結決定を受けた業者)</p>	<p>①手続開始の決定日が確認できる書類</p> <p>②手続終結の決定日が確認できる書類(官報広告の写し等)</p>
<p>□19. 防災協定の締結の有無</p> <p>①及び②</p>	<p>①国、地方公共団体等と締結している防災協定の写し</p> <p>②(社団法人等の団体で締結している場合のみ)</p> <p>当該団体に加入していることを証する書類等で、申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類</p>
<p>□20. 営業停止処分・指示処分の有無</p> <p>(審査基準日の直前1年間に建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分又は指示処分を受けた業者)</p>	<p>①営業停止命令書</p> <p>②指示書</p>
<p>□21. 監査の受審状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人設置会社は① ・会計参与設置会社は② ・常勤の公認会計士等が確認する場合は③ 	<p>①有価証券報告書若しくは監査報告書(監査証明書)(無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの)</p> <p>②会計参与報告書</p> <p>③常勤の者のうち、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級建設業経理事務士のいずれかに該当する者が、自ら署名を付した確認書</p> <p>様式「経理処理の適正を確認した旨の書類」【提出】</p>
<p>□22. 公認会計士等又は2級建設業経理事務士</p>	<p>審査基準日前に交付された合格証書の写し</p>
<p>□23. 研究開発費</p> <p>(会計監査人設置会社に限る)</p>	<p>注記表(建設業法施行規則 様式第17号の2)</p>
<p>□24. 建設機械の保有状況</p> <p>①又は②のいずれか + ④、⑤又は⑥のいずれか(該当の書類)及び⑦+⑧</p> <p>※②のリース契約書で1年7ヶ月以上の使用期間が確認できない場合は、あわ</p>	<p>①買契約書、割賦販売契約書</p> <p>②リース契約書(審査基準日から将来に亘って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの)</p> <p>③建設機械のリース契約に関する誓約書【提出】</p> <p>④特定自主検査記録表(一、二、三、六の場合)</p> <p>⑤製造時検査証・性能検査証(四の場合)</p>

<p>せて③「建設機械のリース契約に関する誓約書」を提出 ただし、「自動更新付きリース契約」にあっては提出不要</p>	<p>⑥自動車検査証（五の場合） ⑦対象となる建設機械であることが確認できる写真、（形式・自重・パケット容量等が記載された）カタログ等 ※対象となる建設機械は次のいずれかに限る （一）ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの） （二）ブルドーザー（自重が3トン以上のもの） （三）トラクターショベル（パケット容量が0.4立方メートル以上のもの） （四）移動式クレーン（つり上げ荷重3トン以上のもの） （五）大型ダンプ車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上） （事業の種類として建設業の用途として届け出、表示番号の指定を受けているもの、又は営業用で主として建設業の用途として届け出、車検証備考欄に表示されているもの） *「建設業の許可を受け、かつ、営業用大型ダンプをお持ちの事業の皆様へ」（手引きP12～P13）を参照してください。 （六）モーターグレーダー（自重が5トン以上のもの） ⑧建設機械の保有状況一覧表 【提出】</p>
<p>□25. ISOの取得状況 ・ ISO9001の登録 ・ ISO14001の登録</p>	<p>（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を証明する書類（日本語版） ※登録範囲に建設業が含まれていない場合、登録範囲が一部の支店等に限られている場合は対象外</p>
<p>□26. 外国子会社の経営実績</p>	<p>「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値認定書」 【提出】 ※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、数値の認定を受ける必要があります</p>
<p>□27. 法人番号確認書類 ①又は②のいずれか</p>	<p>①法人番号を確認できる法人番号指定通知書の写し ②「国税庁法人番号公表サイト」において、申請者の法人番が表示された画面を印刷したもの ※平成28年11月1日以降初めて経審を受ける法人が対象。一度経審で提示している場合不要。</p>

※前年に審査を受けていない場合は、4. 決算の変更届出書、5. 契約書等及び7. 確定申告書類は、直前2年分又は3年分必要です。

※いずれの提示書類も審査基準日時点での内容を審査します。

※原則、上記の書類で確認しますが、これ以外でも確認資料になるとと思われるものは持参してください。

■完成工事高及び元請完成工事高の業種間積上げ（加算）について

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて、当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

なお、完成工事高の積上げを行う場合は、面接審査時に「工事種別別完成工事高付表」を提出してください。

(一式工事業の年間平均完成工事高に含めることができる専門工事の例)

積上げ先の一式工事	積上げ元の専門工事
土木一式工事	(土木工事に関するものに限る) とび・土工・コンクリート、石、ほ装、しゅんせつ、水道施設、解体など
建築一式工事	(建築工事に関するものに限る) 大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、鋼構造物、鉄筋、ガラス、防水、内装仕上、建具、解体など

※積上げ元の専門工事は建設業の許可を受けていることが必要です。

※積上げを行った専門工事は経営事項審査を受けることができません。

■「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算について

技術者に必要とされる「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算については以下のとおりとし、審査基準日から6ヶ月と1日前以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。

- ① 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。
- ② 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とする。
- ③ 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前とする。

(例)

審査基準日（決算日）	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
平成23年 3月31日	平成23年 3月30日	平成22年10月 1日	平成22年 9月30日
平成23年 5月31日	平成23年 5月30日	平成22年12月 1日	平成22年11月30日
平成23年 6月30日	平成23年 6月29日	平成22年12月30日	平成22年12月29日
平成23年 8月31日	平成23年 8月30日	平成23年 3月 1日	平成23年 2月28日
平成23年12月31日	平成23年12月30日	平成23年 7月 1日	平成23年 6月30日
平成23年 6月15日	平成23年 6月14日	平成22年12月15日	平成22年12月14日

4. 申請書用紙について

申請に必要な書類は、島根県のホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.shimane.lg.jp/kensetsu_sangyo/keishin/keishin.html

また、島根県庁の県政情報センター及び各合同庁舎にある県政情報コーナーでは、申請書等を有料でコピーすることができます。

5. 結果通知書の送付

知事許可業者については、面接審査日から約1ヵ月後に結果通知書を郵送します（ただし、申請書類に不備があったり、記載した内容に誤りがあった場合などは、1ヵ月以上かかることがあります。）。

万が一、面接審査日から2ヵ月以上経っても届かない場合には、ご連絡下さい。

また、大臣許可業者については、国土交通省（中国地方整備局）から直接郵送されます。

結果通知書は、申請種類に応じて「経営規模等評価結果通知書」と「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の2種類がありますが、国、県等の入札参加資格審査に際しては「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」が必要です（総合評定値の記載がない「経営規模等評価結果通知書」では、入札参加資格を得ることができません。）。また、公共工事の請負契約を締結するに際して必要なものですから、保管には十分留意してください。

なお、面接審査終了時にお渡しする経営規模等評価申請書の副本も、次回の経営事項審査の際に必要なものですから、あわせて保管しておいてください。

6. その他

(1) 再審査の申し立てについて

行政（審査）庁側の誤り等により、結果通知書の内容が申請内容と異なる場合、結果通知書を受けた日から30日以内であれば、再審査の申し立てができます（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析は含みません）。

ただし、申請者の記入漏れや記入誤り、申請時の書類不足による内容認否等、申請者の責任に帰するものについては、再審査の対象になりません。

(2) 審査結果の公表について

結果通知書（写）は、島根県土木部土木総務課（知事許可業者分全て）及び各県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局（所管区域の知事許可業者分のみ）にて閲覧が可能です。

また、（財）建設業情報管理センターのホームページからも閲覧が可能です。

<http://www2.ciic.or.jp/keisin/kouhyou/kouhyou1.html>

(3) 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査申請書及び添付書類に虚偽の記載をして提出した者は、建設業法第28条の規定により監督処分の対象になります。また、場合により同法第50条の規定により6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

【お問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県土木部土木総務課 建設産業対策室

TEL : 0852-22-5185 FAX : 0852-22-5782

建設業の許可を受け、かつ、営業用 大型ダンプ車両をお持ちの事業者の皆様へ

平成29年12月26日付けで経営事項審査における審査項目が改正され、建設業の許可を受けている事業者が保有する「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」による届出を行っている営業用の大型自動車のうち、主として建設業の用途に使用する車両が、平成30年4月1日から経営事項審査の評価対象とされることになりましたが、対象車両については、車検証備考欄の表示番号の後に（建）と記載されていることが必要となります。（※車体には表示番号のみを表示し、「（建）」を表示する必要はありません。）

車検証への記載が必要な事業者の皆様におかれましては、各運輸支局等に申請・届出が必要となります。

ご不明な点等については各運輸支局等にお問合せ下さい。

なお、手続き別の必要書類及び取扱いは、以下のとおりです。

○新たに表示番号の申請を行う場合

必要書類…表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎））、
建設業許可証の写し

取扱い…表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄に（建）表記。

○現に使用している営業用ダンプ車に「（建）」を追記する場合

必要書類…申請事項変更届出書（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、車検証、
建設業許可証の写し

取扱い…表示番号の変更は行わず、当該ダンプ車の車検証備考欄に手書きで（建）表記、
及び運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、手書きから印字になります。）

○営業用ダンプ車を建設業用に使用しなくなった（営業用ダンプ車の「（建）」を消す）場合

必要書類…表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎））

取扱い…表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄の（建）を二重線で消去し、運輸支局
等名小印を押印。（次の継続検査で、（建）が車検証に印字されなくなります。）

*お問い合わせ先

【制度に関すること】

国土交通省自動車局貨物課

トラック事業適正化対策室

TEL：03-5253-8111（内線：41334）

【申請・届出に関すること】

中国運輸局島根運輸支局輸送部門

〒690-0024 松江市馬潟町43-3

TEL：0852-37-1311